

大会要項

令和6年度

委員長方針

良い選手になろう

- 1 挨拶を習慣づけよう
- 2 話しをよく聞こう
- 3 練習は全力で一生懸命やろう

大森少年野球連盟

チーム名 _____

氏 名 _____

大森少年野球連盟役員

役名	氏名	役名	氏名
委員長	木藤 裕幸	会計部長	石山 喜彦
副委員長	藤田 和夫	会計監査	渡邊 武弘
事務局長	佐藤 浩亮	審判部長	荒巻 真一郎
事務局	岩澤 徹	副審判部長	中澤 克介
事務局	西田 圭児	副審判部長	野村 裕二
事務局	若林 勉	審判部理事	杉山 栄幸
		審判部理事	板野 元彦

監督会議及び審判部会

奇数月の第3土曜日 18:00 諏訪神社会館		
1月27日	3月16日	5月18日
7月20日	9月21日	11月16日

【予定が変更される時は連絡します】

主な行事予定

日付	主な行事予定
1月 6日	役員会
1月14日	6年生送別交流大会
1月27日	定期総会 令和5年度リーグ戦・第90回トーナメント大会抽選会
2月17日	令和6年度連盟新年会
3月 3日	令和6年度リーグ戦・第91回トーナメント大会総合開会式 審判講習会
3月 9日	令和6年度リーグ戦、第91回トーナメント戦開幕
7月21日	オール大森活動開始
7月15日	第91回トーナメント抽選会
7月28日	オール大森 砂町連盟親善試合 (砂町グラウンド) 予定
8月 3日	オール大森 砂町連盟親善試合 (平和島グラウンド) 予定
8月 4日	オール大森 大田区野球まつり 予定
10月20日	ティール大会 (大田区軟連主催) 予定
11月10日	野球で遊ぼう IN 大田
11月24日	ナガセケンコー杯出場権決定戦 (B トーナメント決勝戦)
12月 1日	令和6年度リーグ戦・第91回トーナメント大会総合閉会式
12月 8日	第2回大田区チャンピオンシップ開催 (京急開発㈱様協賛)
12月15日	オール大森イベント 予定

大森少年野球連盟規約

第1章 総則

第1条 名称

本大会は大森少年野球連盟と称する。

第2条 目的

野球を通じて地域の児童の健全な肉体と精神を育て、地域の和を広げスポーツ親睦を深めながら運営する。

第3条 選手登録

1. 大田区内に居住することを原則にする。
2. 氏名、在学年、背番号を明確にすること。
3. 監督、コーチは選手と同一のユニフォームを着用すること。
4. 背番号は、監督30主将10とする、コーチは28、29とする。
5. 選手登録は28・29・30を除く0～99番以内を使用する。

第2章 事業

第4条 試合・大会

1. 少年野球のトーナメント大会の開催。
2. 少年野球の通年リーグ戦を開催。
3. その他 親睦、交流を目的とした行事を適宜実施する。

第5条 大会規定

1. 大会は本年度公認野球規則、競技者必携（各種注意事項及びアマチュア野球内規）及び大森少年野球連盟大会要項による。
2. 大森少年野球連盟公認の特別ローカルルール規定による。

第6条 大会要項

1. 大会使用球として少年はJ球を2球提出する。打順表には選手名、背番号を明記し、2通を当該審判に提出する。
2. トーナメント戦・リーグ戦共に先攻と後攻を試合開始前に対戦する主将がジャンケンで決める。
3. ベンチサイドは組み合わせの若い方を一塁側とする。
4. 試合回数及び試合時間
 - (1) 試合回数（イニング）は、少年野球A及びBを6回、少年野球Cを5回とする。但し試合時間が1時間30分を越えて次回に入らない。
 - (2) 試合成立回数は、少年野球A及びBを5回、少年野球Cを3回の終了時とする。但し試合時間を優先する。

5. コールドゲーム

- (1) 少年野球A及びBは4回終了時10点、5回以降7点の得点差がある場合。
- (2) 少年野球Cは4回終了時以降10点の得点差がある場合。

6. タイブレーク

(1) トーナメント戦

規定回数又は時間が終了し同点の場合、無死走者一塁・二塁継続打順制で最大2イニングまで行い、勝敗が決しない場合は抽選で勝敗を決定する。

(2) リーグ戦

規定回数又は時間が終了し同点の場合、引き分けとする。

7. サスペンデッドゲーム

日没又は降雨により試合続行不可能と審判が判断した場合は以下の処置をとる。

- (1) 試合成立回数を過ぎている場合、そこまでの均等回の得点で試合を決する。
- (2) 試合成立回数に到達していない場合は、後日再試合とする。
- (3) トーナメント戦で同点にて試合成立回数を過ぎている場合、後日6項の「タイブレーク」を適用し試合を決する。なお、投手はサスペンデッドとなった試合での投球数を引き続いてカウントしない。あくまでも1日70球制限を適用する。他連盟での球数は考慮しない。(チーム責任)

8. 優先項目

- (1) 勝ち点：勝=3点 負=0点 引き分け=1点の各点数とし、点数の合計が多いチームを上位とする。
- (2) 対戦：対象チームに勝っているチームを上位とする。
- (3) 決定戦：勝ち点、対戦項ともに同位の場合は決定戦を行う。

9. 試合放棄、失格

- (1) 予定試合開始時間になっても集合しないチームは棄権、放棄試合とみなす。
- (2) 放棄試合の得点は少年25対0とする。

第7条 ローカルルール

1. 正規の捕球の後、野手がダッグアウト（コロナ禍対策によるベンチ拡張エリア含む）またはボールデッドの箇所に踏み込めば、ボールデッドとし、各走者は野手が踏み込んだときの占有塁から1個の進塁が許される。野手がボールデッドラインを越えた飛球等を捕らえてもファール。あくまでも捕球時のボールの位置で判定する。
2. 昭和島小グラウンド
 - (1) 打球が土手を直接越えた場合、又は立ち木の枝や葉がなければ土手を直接越えたと審判員が判断した場合は本塁打とする。
 - (2) 打球がバウンドして土手の頂点を越えた場合は2塁打とする。
 - (3) レフトのライン際の上記判定は土手があるものとして審判員が判定する。
 - (4) 1塁側ベンチ裏の土留め板および土留め板延長線上（ライト方向）を越えた飛球等を捕らえてもファールとする。
3. 選手の一部が試合開始時間に間に合わない場合、試合中であってもベンチに入り次第審判及び相手チームに申告すれば当該試合に出場させる事ができる。

4. 試合中打順表に記載した背番号と選手名が違っていた事が発覚した場合、審判及び相手チームに訂正申告し試合はそのまま続行する。
5. 当連盟は、1人でも多くの選手が野球を楽しめるために、少年大会すべての試合において特別指名打者（EDH）制を採用することとする。
 - (1) 特別指名打者（EDH）制とは、守備を行う9人に加えて1人の攻撃だけ参加するメンバーを加え、合わせて10人で攻撃を行う制度で、少年のリーグ戦およびトーナメントにおいて以下各項のルールに従い採用することができる。
 - (2) EDH制の採用はチームの自由とするが、採用する場合は打順表交換時に宣告しなければならない。
 - (3) EDH制を採用した場合は、その試合を通して使用することとし、試合途中からの採用や試合途中での解除はやむをえない場合（人数不足等）を除き認めない。
 - (4) EDHの選手の打順は1番から10番で自由に選ぶことができる。
 - (5) EDHの選手には代打、代走を送ることができる。
 - (6) EDHの選手も途中から守備に入る事ができる。その場合も打順は変わらない。
 - (7) EDHの選手と交代で守備から退いた選手は、そのままEDHとして出場できる。また、控えの選手と交代し、その控えの選手がEDHとなることもできる。いずれの場合も打順は変わらない。
 - (8) 一度守備についた選手がEDHとなった場合は、その試合において守備に戻れない。
6. 少年Cリーグ戦は、攻撃側が1イニングで打者一巡しても、第3アウトによる攻守交代とならなかった場合は、アウトカウントに関係なく攻守交替とする。この場合、攻撃側の監督より9番目（EDH適用時は10番目）の打者である事を球審に申告する。
7. 守備の時間が長い場合（概ね20分）には、審判員の判断で給水タイムをもうける事ができる。ただし、この時間は試合時間に含めない。
8. 試合中において打順表の控えに記載された選手をすべて出場させ、交代できる選手がいない状態で、出場中の選手に負傷等が発生しプレーが継続できないと審判が判断した場合に限り、一度交代した選手をもう一度出場させることができる。
9. 環境省発表の熱中症アラートが発令された場合の試合開始について、当該チーム協議の上、決定するものとする。不可判断の場合は当該試合を中止とする。

第8条 試合進行のスピード化

1. 攻守交代は全力疾走で行うこと。監督が投手のもとに行き来する場合も同様である。
2. タイムは審判員が宣告したときであり、短時間とする。
3. 試合前のシートロックは行わないこと。（試合開始予定時間前であれば球審判断で可）
4. 投手の準備投球は初回7球以内、次回以降4球以内、投手交代時5球以内とするが、気温や緊急登板時の状況を考慮し、審判員が適宜判断する。
5. クロックピッチは採用しないものとする。

第9条 競技者のマナー

1. 選手や審判員に対して、罵声を発したり、聞き苦しい野次を発したりすることは厳禁とする。このような事象が発生した場合、当事者に対し、審判員の判断により1回目は注意、2回目は退場させることができる。

2. 応援団（者）のマナーについてもチームの責任とし、審判員が監督（30番）（不在時はコーチ28・29番）に対し、1項を適用する。
3. 抗議権は監督30番（不在時は28番・29番）、または当該プレーヤーのみ認める。
4. 監督30番（不在時は28番・29番）に限りグラウンド内の選手に指示をすることができる。
5. 投手が投球動作を開始したら、投手の動揺を誘うような声を発してはならない。
6. その回の先頭打者は、準備投球が終わるまで次打者席で待機すること。
7. ベンチと次打者席が接近していること及びマナー向上のため次打者席では素振りをしてはならない。
8. 捕手が投球を受けた時に意図的にボールをストライクに見せようとミットを動かす行為を禁止する。
9. 打者がインコースの投球を避ける動きをしながら当りにいく行為を禁止する。
10. 選手（野手及び投手含む）及び指導者はサングラスを着用できるが、ミラーレンズは着用を認めない。また、野手がサングラスを帽子の上に乗せることを認めるが、投手及びベンチ内の大人は認めない。
11. ベンチ内の大人はいかなる状況であっても、選手を委縮させる言動を禁止する。

第10条 試合中の禁止事項

1. 守備側からのタイムにおける試合停止時に捕手相手の投球練習すること。
2. J S B B公認外の金属バットの使用すること。
3. 素振りリング、鉄パイプ使用による練習すること。
4. 足を高く上げて野手に向けてのスライディング、及び空タッチをすること。
5. 走者のいる塁で完全ブロックすること。
6. 本塁打を打った選手に対する3～本塁間での握手、列等の諸行為をすること。
7. 捕手のマスクを装着しないでの投球練習。
8. 捕手（球審を含む）のマスクは、J S B B公認およびSGマーク付きとする。
9. 準備投球中の捕手は選手が行うことを原則とするが、やむを得ない場合は監督（30番）またはコーチ（28・29番）に限り代理を務めることができる、（試合中ユニフォーム未着用者はグラウンド内に立ち入らない）

第3章 会計

第11条 経費

本会の経費は会費及び任意の寄付をもって支弁し、会計年度は1月1日に始まり12月31日までとする。

第12条 会費

本会の会費は年額1球団8千円とし、少年野球のリーグ戦参加は1チーム1万円を徴収する。またトーナメントについては、春・秋ともに1大会1チーム3千円とし、年会費を納めずトーナメントのみ参加の場合は1チーム5千円とする。

第13条 決算

会計年度終了後収支決算を報告し、会員の承認を得なければならない。

第4章 役員

第14条 本会には下記の役員を置く

会長1名 大会委員長1名 副委員長若干名 審判部長1名 審判副部長若干名
会計1名 会計監査1名 事務局若干名

第15条 任期

1年とし、再選を妨げない。

第16条 選出

総会において、会員の推薦と承認で選出する。

第5章 審判

第17条 資格

1. 審判員は大森少年野球連盟の主催する講習会を経た者を原則とし、審判部長が任命する。
2. 当日試合のあるチームは2名の審判員を派遣し、四人制審判を基本とする。ただし、チーム事情によりどうしても2名を派遣することができない場合、チーム担当審判が審判部長に相談（応援要請）した上で審判部長の判断により、三人制または二人制で試合を行うことができる。
3. 試合の進行に当たっては、常に選手の立場を尊重した審判に勤めること。
4. 他の連盟の審判員を招請することは出来るが、大森少年野球連盟の規約を十分に徹底した上で審判部長の承認を得ること。
5. 審判部長は、トーナメント準決勝以上及び順位に直結するリーグ戦の審判員を指名する。
6. 5項の試合における審判員は、必ず連盟公式審判服、審判帽子を着用する。その他の試合についても、特別な事情がない限り同様とする。

第6章 会議

第18条 開催

1. 監督会議 隔月（奇数月）第3土曜日とする。
2. 審判部会 原則監督会議と同日とする。但し別途開催する事がある。
3. 定期総会 1月の監督会議に合わせて開催する。
4. 臨時総会 会員の過半数の開催要求があった場合に開催する。
5. その他 委員長が必要と認めた場合に開催する。

第7章 表彰

第19条 規定

1. チーム表彰

(1) トーナメント大会 (少年野球A・B)

1位 2位 各メダル15個 3位 盾 (2チーム)

(2) リーグ戦 (少年野球A・B・C)

1位 2位 3位 各メダル15個

2. 個人表彰 大会別、対象チーム

個人表彰	トーナメント大会		リーグ戦			選定者
	A	B	A	B	C	
最優秀選手賞	○	○	○	○	○	当該チーム監督推薦
優秀選手賞	○	○	○	○	○	〃
敢闘賞	○	○	○	○	○	〃
パーフェクト賞	○	○	○	○	○	担当審判員の確認
ノーヒットノーラン賞	○	○	○	○	○	〃

3. その他の表彰

大森少年野球連盟表彰に値すると委員長が認めた事項。

4. 敢闘賞

2項で選出された個人表彰以外に各チームが推薦する敢闘賞については、原則有料として代金は各チームの負担とする。

○附 則

この規約の改廃は総会の決議を得て行う。

1963年 制定

1970 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2009 の各年改定

2010 2012 2013 2016 2017 2018 2019 2020 の各年改定

2021年 改定

2022年 改定

2022年4月 一部改定

2023年 改定

2023年5月 一部改定

2024年 改定